

東京社保協ニュース

東京社会保障推進協議会
〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-33-10
東京労働会館6F
TEL: 03-5395-3165 FAX: 03-3946-6823
東京社保協 検索 

中央社保協全国代表者会議開催



2月5日、次期総会に向けて「当面する課題を再確認し、国会会期中にどう闘うのか」を意思統一するため2019年度中央社保協全国代表者会議が国会内で開催され、65名が参加しました。

山口中央社保協事務局長が基調報告の提案を行い、偽造・捏造・疑惑だらけの政権が、国民の「格差と貧困」が拡大し、消費税増税の強行により国民の暮らしと景気がますます悪化する中で、憲法改悪と社会保障解体路線を加速させ、年金・医療・介護・障害・幼保・災害対策各分野について国民に給付削減と負担増を押しつけようとしている実態と総会後の各地域や後期高齢者医療・国保・介護・生活保護などの各分野での取り組みについて報告しました。

当面する運動方針として、①25条署名など署名の推進②全国各地の様々な社会保障にかかる共同行動（集会、学習会、宣伝行動等）を各社保協が結節点となって5月まで「守ろう！社会保障！全国アクション」と称して積み上げること。その結節点として4月13日(月)11～15時に国会議員要請と国会包囲行動に取り組むこと。それらの行動を「1分動画」として社保協ホームページなどで拡散すること③国保、介護、生活保護、年金、後期高齢者医療、保育の各分野・項目で制度改善を求めるたたかいを継続強化すること④地域の共同行動推進とともに

に、全自治体過半数で地域社保協結成をめざすこと⑤第48回中央社保学校を8月29～30日に名古屋で開催すること⑥中央社保協ホームページの充実や今国会の最終署名提出行動日を5月27日とするなどの日程についてが提案されました。

その後、各団体や全国各地域から「国保の子どもの均等割り減免」や「公立・公的病院の再検討」に対する運動など23件の報告が行われ、最後に基調報告と討論のまとめが承認されました。

介護保険の改悪を許さない！ 2・6 国会院内集会

2月6日、中央社保協、全日本民医連、全労連、認知症の人と家族の会、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会の共催で国会院内集会が開催され100名が参加し、国会日程の合間にねって連帯の挨拶に駆けつけた日本共産党、立憲民主党、国民民主党、無所属の厚生労働委員会所属議員に「介護保険制度の改善」「介護従事者の待遇改善」を求める請願署名17万404筆（うち東京社保協からは199筆）を提出しました。

家族の会の方は「これまで国への要請など行ってきたが、改悪されるだけの介護保険制度への危機感から、今回はじめて主催者に名を連ねました」と挨拶、野党議員それぞれが「共に頑張りたい」と決意を語ったことと相まって共同連帯する闘いが広がっていることが実感されました。



各地域・団体の取り組み

新宿社保協

区へ要望書を提出し、交渉

新宿社保協は2月6日、10時から約2時間に渡って事前に提出した要望書に基づいて対区交渉を行い、8団体34人が参加、15名の担当課長が対応しました。

交渉は分野ごとに30分ずつ3回に分け、主な要望項目について、各団体の参加者が要望した経緯を説明する形で行いました。暮らし・子育ての分野では暑さ対策、区立小中学校給食の無償化、育英基金について、住まい・雇用の分野では、家賃助成、就労対策、小規模住宅のリニューアル助成について、社会保障・福祉の分野では、区立高齢者施設廃止問題や国保料の引き下げ、総合事業の報酬単価が低い問題、区健診での聴力検査の実施について交渉しました。

<新宿社保協 秋山さんより>

町田社保協

聞こえの学習会開催し、議会要請署名運動へ

1月28日、日本共産党の池川都議を講師に「聞こえの学習会」を開催、26名が参加して多くの質問や補聴器の体験が話されました。

その主な内容は、○日本の「補聴器使用率」が低いのは、医療扱いでないから。日本の「難聴者率」は外国との差はない。欧州は医療扱いで補聴器が安く手に入り、専門家が補聴器を調整する。○日本は両耳が70デシベル以上（30cmの近くで大きな声が聞こえない程度）で障害者として、公的支援が受けられる。○聴覚機能は30代から衰え始める。○普通の会話が聞き取りにくいと思ったら、早めに医者に診てもらうこと。補聴器が必要と診断されたら

「診療情報提供書：医療費控除の申請ができる」が渡され、専門家のいる聴覚販売店を紹介される。○補聴器の調整には3か月～半年かかる。○補聴器の寿命は5年～7年。などでした。

学習する中で、「白内障の眼内レンズ」の運動のように、「補聴器の購入が、医療費の対象」になることを最終目標としよう。まずは「町田市へ高齢者の補聴器の購入に公的支援」の実現のため、6月町田市議会に要請することになりました。

<町田社保協通信2月号より>

三多摩医療問題研究会

研究交流集会開催



2019年12月21日(土)に、三多摩保健医療問題研究会(三医研)が主催する「研究交流集会」が国分寺労政会館で開催され約30人が参加しました。

集会の冒頭、立教大学コミュニティ福祉学部教授の芝田英昭教授が、「自治体戦略2040と全世代社会保障改革が目指す社会保障の方向と対抗軸」と題して講演を行いました。講演では、自治体戦略2040構想に基づく自治体再編の動きや構想の具体化、2040構想と「我が事・丸ごと」地域共生社会の近似性、全世代型社会保障検討会議の目指す社会保障像と問題点とその対抗軸について報告しました。

研究報告では、東京の介護保険・総合事業の調査(中間報告)から見えてくるものと題して、東京社保協事務局次長・三医研事務局の相川和義氏が報告し、都庁職衛生局支部前書記長の矢吹義則氏が、都立病院の独法化をめぐる動向について報告しました。これを受け、各地域の状況報告と交流を行い散会しました。

<三医研事務局 相川さんより>

都立病院の充実を求める連絡会

1月21日、都立病院の充実を求める連絡会30名が、都立病院の地方独立行政法人化の撤回を求め、東京都知事要請を行い梶原副知事（病院経営本部担当）が対応しました。

会の氏家代表世話人が、提出した要望書の3点…
 ①「新たな病院運営改革ビジョン（素案）」を撤回し、地方独立行政法人化を行わないこと②都立病院を充実し、患者負担を減らせる都の予算を確保すること③厚生労働省が発表した、再編統合対象病院424リストから都立神経病院をはじめ、都内の病院を除外することを国に求めること…について説明しました。その後それぞれの都立病院を守る会代表が地域の状況について発言し、都立病院が行政的医療や地域医療で重要な役割を果たしていること、都立だからこそお金の心配や差別もなく安心、信頼して受療できる訳で利益追求にならざるを得ない独立行政法人化は撤回すべきとの訴えが相次ぎました。

2009年に独立行政法人化された健康長寿医療センターは、総人件費が抑制され大幅に職員賃金が下がりベテラン看護師が離職したり、都立時代には無かった有料個室が25%となり、入院保証金10万円も必要になった等の実態も示され、撤回を迫り



「社会保障」をご購読ください



「資料と解説」が豊富で、激動する情勢や
社会保障制度がよくわかる！役に立つ！
学習や運動にぜひご購読を

- 定期購読（年6回）
3000円+税（送料別）
- 1部500円+税（送料別）
- 申込みは東京社保協へ
TEL 03-5395-3165
FAX 03-3946-6823
- *ホームページからも注文できます

ました。ALS患者が在宅で長期療養できる全国でも先進的な実践が神経病院で行えているのは、都立だからこそであり、独法化はいのちに直結する問題であり、424リスト掲載も併せて撤回して欲しいと訴えました。

これらを受けて副知事は「意見はよくわかったので、知事に伝える」「424病院リストは遺憾であり、知事会でも議論されている」との一方で「定例会で知事が示した通り、一層の行政的医療、地域医療への貢献のための独法化であり、ビジョンを作成し、パブリックコメントを実施しているところで、それを踏まえて着実に進めたい」と応じました。

最後に会から「都民へ意見を聞くプロセスもなく方針が出された。ビジョンを3月に確定させるとの報道もあるので、都民との議論の場を作り、拙速に決定するな」と改めて要請しました。

昨年12月都議会で、小池都知事が都立8病院、都保健医療公社6病院を地方独立行政法人へ移行する方針であると突然表明したことにより、多くの都民や医療機関関係者に怒りと不安の声があがっています。会では、都立病院独立行政法人化に反対のパンフを発行し、都議会宛請願署名に取り組んでいます。また今後、知事への要請ハガキ、請願審議日の座り込みなどの行動も予定しています。詳細は連絡会のホームページ(<https://t-renraku.com/>)をご覧ください。

2.1高齢者中央集会

37年前の2月1日、老人医療費無料化が廃止されて以来、毎年開催されてきた2.1高齢者中央集会が1月31日（2月1日が土曜日のため）国会内で開催され、170名が集まりました。

日本医療総合研究所の寺尾研究委員による学習講演の後に、「75歳以上医療費窓口負担2割化に反



に対する請願署名」1万5158筆（東京社保協2120筆）を提出、9月までに80万筆をあらゆる団体・個人のつながりを生かして集めようと行動提起がされました。

新生存権裁判



1月15日東京地裁において、56人の生活保護利用者を原告とする「新生存権裁判東京」の第6回口頭弁論が行われました。80人を超える支援者が地裁前に集まり、「生活保護基準の引き下げの合理的な根拠を示せ、説明できなければ元に戻せ」と地裁前で声を上げました。

続く法廷は91人の傍聴者で溢れました。裁判の主な争点は、生活保護基準引き下げは、デフレ調整（物価下落）によるものとし、物価下落が大きく見えるような計算式を採用するなど、国が合理的な引き下げ理由、根拠なく基準を引き下げたことの不当性を問う事です。

今回の口頭弁論にあたり国側は、予め提出を求めた原告の準備書面（基準引き下げの合理的な根拠について）に対する反論書を提出せず、裁判長から「生活保護基準の引き下げの合理的な根拠を示し、納得で

きるような説明をするように」と指示をされる始末でした。原告側は「政府が国際条約として「社会権規約」を批准している、そのことは自国内で社会保障の拡充についての法整備を行い、その保障は継続的に拡充し、また納得できる合理的な根拠がない限り保障の引下げは認められないものです」と裁判所に合理的な判断を求めました。

閉廷後に開かれた報告集会は79名が参加し、原告弁護団長から「今日の裁判で感じたことは、原告側と裁判長が一体をなしていると感じました。被告側（国側）に対し生活保護基準の引き下げの合理的な根拠を示せない、根拠のない理由で裁判を引き延ばすなど泥縄的な姿勢に注意を促すなどはこれまで裁判で経験のない裁判長の態度です。このことは私達が裁判闘争をあきらめずに続けた大きな成果です。裁判勝利に向け弁護団は全力で頑張る」と決意が述べられました。

*名古屋地裁での生存権裁判は、6月25日に判決の予定です。地裁宛署名にご協力ください。

<新生存権裁判東京ニュースより>

巣鴨駅前「4の日」宣伝行動

2月14日、11時半から巣鴨駅前にて「消費税5%に！」と東京各界連絡会の宣伝。チラシ入りティッシュ150個を配布し、署名14筆が集まりました。

続いて12時から「4の日」定例宣伝行動が行われ、33名が参加。呼びかけた血圧測定・介護相談に10名が訪れ、25条署名が22筆、署名はがき入りのティッシュ約27百個を配布しました。



「4の日」定例宣伝行動
地蔵通り商店街入口
・3月14日(土) 11時半～13時
巣鴨駅前 お話し合わせください
・4月14日(火) 12時～13時
主催: 東京社保協・中央社保協

東京社保協総会

日時 3月29日(日)10時半(予定)

会場 けんさくアリババ東京5階

学習会「【開催中止】から都民福祉のための都政へ」

学習会10時開催

学習会のみ参加も歓迎!

開催延期

講師 東京自治問題研究所主任研究員 安達智則さん